

小平市教育委員会会議録（甲）

— 1 月 定 例 会 —

平成24年1月27日（金）

開 催 日 時 平成24年1月27日（金） 午後2時00分～午後2時49分

開 催 場 所 505会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長

森井良子委員長職務代理者

山田大輔委員

高槻成紀委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長

内野雅晶教育部理事兼指導課長

有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）

滝澤文夫教育庶務課長

鶴巻好生学務課長

赤坂慶太学務課長補佐

白倉克彦指導課長補佐

阿部裕生涯学習推進課長

小島淳生体育課長

深谷達中央公民館長

松原悦子中央図書館長

島川浩一教育部参事

佐藤晴美指導主事

書 記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、根岸玄教育庶務課主事

傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会1月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は山田委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（４）、協議事項（１）、及び議案第６５号から第６７号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

#### ○伊藤委員長

ありがとうございます。

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

#### （教育長報告事項）

#### ○伊藤委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（１）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.1をご覧ください。

平成２４年１月２６日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で７校、延べ２１学級、中学校の臨時休業はございません。

各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（２）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、6件で、いずれも例年、もしくは過去にも承認しているものでございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（3）事故報告Ⅰ（12月分）について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

教育長報告事項（3）事故報告Ⅰ（12月分）について、報告いたします。

12月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.3のとおりでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

#### ○内野教育部理事

それでは、事故報告Ⅰ（12月分）につきまして、資料No.3に基づきまして、ご説明をいたします。

まず、交通事故でございますが、管理下、管理外ともに、事故がございました。これは交通安全についての注意喚起も多分に功を奏しているにとらえておりまして、引き続き交通安全指導の徹底を継続してまいりたいと思います。

続きまして、一般事故の方で、①と②が頭部裂傷でございまして、これについてご説明したいと思います。

いずれも小学校1年生の男子という共通性がございます。

①でございますが、下校途中、昇降口の脇の花壇の裏側を歩いていたときに、たまたまそこにあったホースに足が乗り、躓いてしまい、ブロックの角で頭部を切ったというものでございます。頭頂部がL字型に裂傷しており、救急車で搬送されました。2針を縫うけがということで、全治2週間でございました。

②につきましても、小学校1年生ですが、これは昼休みに鬼ごっこをしていて、体育館の脇の手すりの部分に頭をぶつけ、頭部を裂傷しております。追いかけている方と逃げている方がからみ合うような形で倒れてしまったということです。これも頭部を5針縫うけがとなっております。

校舎内でのけがについて、校長会議で注意喚起をしておりますが、こういった日常の遊びの中でも、いろいろなところで危険がありますので、管理職は施設管理者として、危険箇所の把握、そして、注意の徹底などを、全体指導のほか担任等を通じて行っていくように、さらに指導してまいりたいと考えています。

それから、中学校の⑥になりますが、これは中学校3年生の男子生徒が休憩時間に友達とふざけていて、後ろから腕を引かれ、それをさらに上に伸ばそうと、持ち上げられるような形になり、

右鎖骨が折れたというものです。これは12月のけがでございますが、この生徒は9月29日にも同じ場所を骨折しております。ですから、周りの生徒がそれを知っていてやったのか、知らずにやったのかは不明なのですが、やはり本人も自分の健康管理上、それは待ってくれと、やめろということアピールしていれば、こういうことは防げたのではないかと思います。責任がどの程度加害側にあるかということとは不明なのですが、本当に気の毒な形で、同じ場所を2回骨折してしまったということでございます。

それから最後、下の部活動のところの⑨でございます。中学校2年生女子生徒が部活動終了直前に友達とふざけて馬跳びをしていた際に、手が滑って転倒し、右腕を骨折しております。右腕の尺骨、とう骨を骨折しているのですが、これだけを見ますと運動部の最後のミーティングの前か何かの出来事のようにとらえられるのですが、発生場所が音楽室ということでございまして、吹奏楽の練習の最後になぜ馬跳びをしたのかということで、安全管理について大きな課題があるということで、嚴重に注意をいたしております。

私からは以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

#### ○森井委員

事故報告Iのところ、ただ今、ご説明がなかった部分なのですが、体育の授業中ということで、3件、指の骨折の報告がございます。指を事前に暖めてということはなかなか難しいとは思いますが、体育の授業中にこれだけ事故が起きていますので、授業の始まりのときの準備運動の状況など、わかりましたら教えていただきたいと思っております。

#### ○内野教育部理事

この準備運動の段階でどのようなことをしているのかということは、今把握できておりませんが、季節的に寒くなってきていますので、ボールを使う運動などの場合には、ウォーミングアップは当然必要だと思います。この⑤については跳び箱ということでボールとは違いますが、やはり手を使うということがありますので、準備運動の段階で十分にウォーミングアップする必要性について、校長会議で今後注意を図っていきたいと思っております。

#### ○伊藤委員長

ほかにはございませんか。

では、私から。インフルエンザの発生状況についてご報告がございましたが、一つは今年のこの時期に比べて、状況はどのようなのでしょうか。多いか少ないかですね。

それから、2番目の質問としまして、昨年、学校内の換気によく努めた学校では発生が非常に

少なかったという報告がありました。そういった昨年のことをおさらいして生かしていくということで、きちんと各学校で、共有が行われておりますでしょうか。

#### ○鶴巻学務課長

まず昨年度との比較でございますが、昨年の1月は、8クラスが臨時休業となっております。それに比べて今回はまだ1月も終わっておりませんが、21クラスが臨時休業となっております。最初に学級閉鎖を実施した日は1月17日で、昨年と今年で同じですけれども、それ以降の広がりが今年の方が大きいという状況でございます。

それから、各学校に対する防止策についてでございますが、うがい、手洗い、それから咳についてはマスクをするようにということを伝えております。

昨年にお話をした換気については、まだ十分な説明をしておりませんので、これからあわせて通知してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○伊藤委員長

よろしく申し上げます。

ほかにごございませんか。

ーなしの声ありー

#### ○伊藤委員長

それでは、以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(議案)

#### ○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第60号、小平市八ヶ岳山荘条例を廃止する条例の制定の申出について、及び、議案第61号、小平市八ヶ岳山荘条例施行規則を廃止する規則の制定については、関連する議案でございますので、一括して取り扱います。阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

議案第60号、及び議案第61号は関連する議案ですので、一括して説明いたします。

両議案ともに、小平市八ヶ岳山荘の廃止に伴い、廃止条例を市長に申し出るとともに、同施行規則を廃止するものでございます。

廃止の趣旨といたしましては、小平市八ヶ岳山荘は、昭和44年7月に市立小・中学校の夏季林間施設として開設され、現在、小学校の移動教室や市民の保養施設として利用されております

が、開設以来、40年以上が経過しており、施設・設備の老朽化も進み、平成28年度には建物の耐用年数の終了を迎えます。

施設を維持するためには、建替えに伴う多額の費用や維持管理費が必要となることや、八ヶ岳山荘の主な使用目的でもある移動教室については、清里の他市の施設等の利用を検討していること、また、市民の保養・娯楽の多様化によって、一般利用者も年々減少している状況がございます。

そうした状況を総合的に勘案した結果、八ヶ岳山荘維持管理事業は、平成24年度をもって終了とし、平成27年度までに原状復帰の上、山梨県に用地の返還を行うため、条例、規則を廃止するものでございます。

なお、廃止する条例及び規則の施行期日は、平成25年4月1日といたします。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

この八ヶ岳山荘廃止、本日は条例そのものに関してですが、廃止に関しましては、既にこの協議の場でご質問、ご意見、大分出尽くしていると思いますが、改めて、あるいは加えてということがございましたら、お願いいたします。

ーなしの声ありー

#### ○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

#### ○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第60号、小平市八ヶ岳山荘条例を廃止する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

#### ○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第61号、小平市八ヶ岳山荘条例施行規則を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

### ○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第62号、小平市立公民館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、及び、議案第63号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出については、改正の趣旨及び内容が類似しておりますので、一括して取り扱います。阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

### ○阪本教育長

議案第62号、小平市立公民館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、及び、議案第63号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出についてを一部改正の趣旨及び内容が類似しているため、一括して説明いたします。

平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、社会教育法及び図書館法の一部改正が行われ、公民館運営審議会委員の委嘱及び図書館協議会委員の任命基準については、文部科学省令を参酌し、条例で定めることとなりました。これにより、小平市立公民館条例及び小平市立図書館条例の一部を改正するものであり、市議会3月定例会への提出議案として、市長に申し出るものでございます。

詳細につきましては、深谷中央公民館長から説明させます。

### ○深谷中央公民館長

それでは、概要についてご説明いたします。

昨年8月30日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、社会教育法及び図書館法の一部改正が行われました。

具体的には、現行の社会教育法及び図書館法に定める公民館運営審議会委員の委嘱及び図書館協議会委員の任命の基準が削除され、文部科学省令で定める基準を参酌し、新たに市条例で定めるようにするものでございます。

その後、昨年12月1日に文部科学省令が制定され、その中で学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から委嘱または任命するという基準が示されました。これを受け、この基準を参考にして、公民館条例及び図書館条例について、一部改正を行うものでございます。

今回改正するに当たり、省令によって示された基準を参酌した結果、基準の内容は現行の社会教育法及び図書館法の規定と同一であり、同法に基づいて構成される委員もその役割を果たし、



それぞれの会が十分に機能していることから、文部科学省令の基準をもって条例に規定するものでございます。

なお、委員の定数及び構成につきましては、公民館運営審議会の定数は17人以内と規定し、現在11人の方に委嘱しております。構成は、学校教育関係者が2人以内、社会教育の関係者が11人以内、家庭教育の活動を行う者が2人以内、学識経験者が2人以内と規定しております。

一方、図書館協議会の定数は15人以内と規定し、現在12人の方に任命しております。構成は、学校教育関係者が3人以内、社会教育の関係者が4人以内、家庭教育の活動を行う者が1人以内、学識経験者が7人以内と規定しております。

定数につきましては、今後地域の実情に合わせ、定めた基準以外にも公民館、図書館にとって有用な人材を、公募を含めて幅広く選定できるように、定数は改正せず、そのままいたします。

具体的な改正内容につきましては、お手元の新旧対照表のとおり、公民館運営審議会委員の委嘱及び図書館協議会委員の任命の基準を追加することが主なものでございます。

施行日につきましては、もとなる社会教育法及び図書館法の施行日とあわせ、平成24年4月1日施行とします。

終わりに、今後の日程につきましては、1月31日公民館運営審議会、2月9日社会教育委員の会議、2月20日市議会幹事長会議におきまして、順次、条例改正について報告等を行い、市議会3月定例会に上程する予定です。

なお、図書館協議会につきましては、昨日開催されまして、概要について報告いたしました。以上でございます。

### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

法律に関して削除されたり、ほかのところに文言が移ったりということがございますね。要するに社会教育法と図書館法から削除され、文部省令にそれが結局は明記されて、そこから、それを参考に各地方公共団体において、公民館・図書館でそれぞれの条例に明記するということがございますか。

私も素人ですから、率直にお聞きしますが、この意味合い、目的はどのようなことなのでしょう。一応、理解をしたいと思います。

### ○深谷中央公民館長

もともとこの地域主権改革第二次一括法の趣旨が、地域の自主性、自立性を高めるためということであり、今回の社会教育法と図書館法の改正は、「法律の義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大」の中に位置づけられております。

今後は地域の実情に応じて、小平市独自の基準の設定が可能となると考えております。

### ○伊藤委員長

より自治体として責任を持って、その実態に則した実施の仕方をしていくという裏づけになっているわけでございますね。よろしいでしょうか。

ほかにご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

**○伊藤委員長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

**○伊藤委員長**

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第62号、小平市立公民館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

**○伊藤委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第63号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

**○伊藤委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第64号、特別支援学級教科用図書の追加採択について、阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

**○阪本教育長**

議案第64号、特別支援学級教科用図書の追加採択についてを説明いたします。

平成24年度に小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書につきましては、平成23年7月22日の教育委員会定例会において採択が行われましたが、平成23年12月16日付通知にて東京都教育庁を通して文部科学省より、本市で採択した一般図書の一部について供給不能である旨、通知がありました。

本議案は、既に採択済みの一般図書にかえて、別紙のとおり追加採択するものでございます。  
以上でございます。

**○伊藤委員長**

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

**○森井委員**

供給不能になった教科書は、保健体育の教科書ということですが、どちらの会社のものか伺ってもよろしいでしょうか。

**○白倉指導課長補佐**

今回、供給不能になりました会社につきましては、発行者が岩崎書店で、書名が「みんなが元気になるはじめての食育（５）じょうぶなからだをつくる」という書名になります。

以上でございます。

**○伊藤委員長**

では、加えてお聞きしますが、今まで供給不能となったというようなことは、あまりお聞きしなかったのですが、どういった事情なのでしょう。

**○白倉指導課長補佐**

例年、7月に採択して、文部科学省に報告した後、文部科学省の方から、各発行者に発注の依頼をかけるということになっています。その際に出版社の方で新年度の際に急遽絶版になるものとか、在庫不足等において、供給ができないというものが毎年若干ですが出てきます。その関係で4月1日に間に合わないということで、新たに使用できる教科書をここで追加採択させていただくということになります。

以上でございます。

**○伊藤委員長**

過去にも絶版でということがございました。失礼いたしました。

ほかにご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

**○伊藤委員長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第64号、特別支援学級教科用図書の追加採択について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ありがとうございました。

午後2時24分 休憩